



健康かわら版

令和3年5月発行

No. 128

～第2次みやぎ21健康プランをすすめてみましょう～

めさせ！受動喫煙ゼロ

改正健康増進法完全施行（令和2年4月1日）に伴い、望まない受動喫煙を防止するため、

“マナーからルールへ”と変わって1年が経ちました。

学校・病院等には令和元年7月1日から原則敷地内禁煙（屋内全面禁煙）が、

飲食店・職場等には令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務づけられています。

第2次みやぎ21健康プランでは、令和4年までに受動喫煙ゼロを目標としています。

受動喫煙とは

本人がたばこを吸っていないくても、身のまわりのたばこの煙を吸わされてしまうことをいいます。

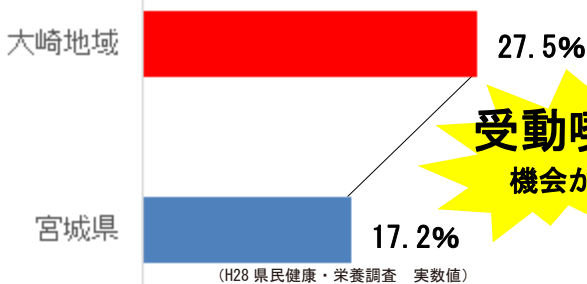
とくに、たばこから立ち上る「副流煙」には、たばこを吸う人が口から直接吸い込む主流煙よりも高い濃度の有害物質が含まれており、たばこを吸わない人の健康にも悪影響を及ぼします。



大崎地域の受動喫煙の状況は？

家庭で受動喫煙の機会を毎日有する者の割合

成人



受動喫煙の機会が多い

大崎地域の「家庭で受動喫煙の機会がある者」の割合は、宮城県平均より高く、受動喫煙の機会が多い状況があります。

また、普段たばこを吸わない人は、たばこの煙に対する感受性が高く、少しの量でも大きな健康影響を受けるという報告もあります。

※あなたのため、そばにいる人のため禁煙は愛（日本医師会）

たばこを吸う人も、吸わない人も気をつけましょう

- ・ひとりひとりが、受動喫煙の健康への影響について理解を深めましょう。
- ・とくに、未成年者、患者、妊婦は受動喫煙を避けるよう行動しましょう。

【喫煙している方へ】

- ・喫煙禁止場所以外の場所であっても、たばこを吸わない人に配慮し、特に、未成年者、患者、妊婦の周囲では喫煙を控えましょう。
- ・公園や路上などの屋外であっても、周囲に人がいる場合には、喫煙を控えましょう。



大崎地域で働く皆様の健康づくりを応援する情報満載のサイト「おおさき健康ナビ」もご活用ください!!

おおさき健康ナビ

検索